

## 地域再生基本方針の一部変更について

平成 24 年 1 月 27 日  
閣 議 決 定

地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 4 条第 5 項の規定に基づき、地域再生基本方針(平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)の一部を次のとおり変更する。

1. 2 の 5) 中「特定の目標の達成を目指すことを明確に掲げ、その」を「地域再生を図る」に、「第 5 条第 8 項」を「第 5 条第 9 項」に改める。
2. 3 の 1) 中「第 5 条第 8 項各号」を、「第 5 条第 9 項各号」に改め、同②中「目標が設定されており、目標を達成する」を「地域再生を図る」に改め、同③中「目標を達成する」を「地域再生を図る」に改める。
3. 3 の 3) の②中「第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに内閣府令」を「第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び内閣府令」に、「同項」を「同条第 4 項」に、「第 5 条第 2 項第 3 号」を「第 5 条第 2 項第 2 号」に、「同条第 3 項各号」を「同条第 4 項各号」に改め、イを削り、ロをイとし、ハ中「目標を達成する」を「地域再生を図る」に改め、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

なお、法第 5 条第 3 項で定める地域再生計画の目標を定める場合には、1 の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。

3 の 3) の②中「なお、地方公共団体が」を「また、地方公共団体が」に改め、同③中「第 5 条第 3 項各号」を「第 5 条第 4 項各号」に改め、同④中「第 5 条第 8 項」を「第 5 条第 9 項」に、「第 5 条第 9 項」を「第 5 条第 10 項」に改める。